

令和7年8月28日提出

くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部改正について

くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を次のように改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 くまもと森都心プラザ条例施行規則（平成22年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「以下「指定管理者」」を「第15条において「指定管理者」」に改める。

第3条の見出しを「（開館時間）」に改め、同条第1項中「利用時間」を「開館時間」に改める。

第5条中「DVD及びCD（以下「視聴覚資料」という。）を除く。以下同じ。」を「熊本市立図書館設置条例（昭和28年条例第62号）第2条第1号にいう図書館資料をいう。以下同じ。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、DVD及びCD（朗読CDを除く。）（次条において「視聴覚資料」という。）には適用しない。

第6条中「図書館内の」を削る。

第8条第2項中「かかわらず、」の次に「図書館は、」を加え、「もの」を「者」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、熊本市立図書館設置条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）第9条第1項の規定により登録を受けた者（同条第2項の規定により熊本市図書管理システムを用いて登録を受けた者を含む。）については、この限りでない。

第9条第2項中「委員会は、」の次に「前項の規定による」を加え、同条第3項中「図書館カードの」を「前項の図書館カードの」に、「当該図書館カード」を「当該カード」に改め、同条第5項を削る。

第15条を削り、第14条を第15条とし、第13条第1項中「前条の規定にかかわらず、委員会が」を「委員会は、」に、「の貸出しについては、貸出冊数」を「について、貸し出す数量」に改め、同条第2項中「前条の規定にかかわらず、」を削り、「していない」を「しない」に改め、同条を第14条とし、第12条第1項中「第9条第1項の規定により登録を受けた者が、」を削り、「とき」を「者」に改め、「図書館カード」の次に「（熊本市立図書館設置条例施行規則第9条第3項の規定により交付され、又は提供された図書館カード及び第12条の2第2項の規定により交付された図書利用カードを含む。）」を加え、同条第2項中「冊数（以下「貸出冊数」という。）」を「数量」に、「10冊」を「10点」に、「貸出冊数」を「貸出数量」に改める。同条第3項中「2週間以内」を「2週間」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条各号列記以外の部分中「図書館カード」を「第9条第2項の規定により図書館カード」に、「者が」を「者は」に改め、同条第2号中「前条第4項」を「第9条第4項」に改め、同条第3号及び第4号中「前条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第10条 前条の規定は、熊本市立小中学校及び熊本市立あおば支援学校の児童及び生徒については、適用しない。

第16条中「熊本市立図書館長」を「熊本市立図書館（熊本市立図書館設置条例第1条第2項に規定する熊本市立図書館をいう。）の館長」に改める。

第2条 くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条中「熊本市立小中学校」の次に「、熊本市立天明みらい学園」を加える。

附 則

この規則中第1条の規定は令和7年10月1日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

(提出理由)

熊本市立図書館設置条例施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

くまもと森都心プラザ条例施行規則（平成２２年教育委員会規則第１５号）新旧対照表

改正後（案） 令和９年４月１日施行	改正後（案） 令和７年１０月１日施行	現行
（趣旨） 第１条 この規則は、くまもと森都心プラザ条例（平成２２年条例第１２０号。以下「条例」という。）の施行に関し、くまもと森都心プラザに設置する図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。 （所管等） 第２条 図書館は、教育委員会（以下「委員会」という。）が所管し、その管理に関する業務については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（第１５条において「指定管理者」という。）に行わせるものを除き、熊本市立図書館において行う。 （開館時間） 第３条 図書館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。 （１）月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）は、午前９時３０分から午後８時までとする。 （２）日曜日及び休日は、午前９時３０分から午後	（趣旨） 第１条 この規則は、くまもと森都心プラザ条例（平成２２年条例第１２０号。以下「条例」という。）の施行に関し、くまもと森都心プラザに設置する図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。 （所管等） 第２条 図書館は、教育委員会（以下「委員会」という。）が所管し、その管理に関する業務については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（<u>第１５条において「指定管理者」という。</u>）に行わせるものを除き、熊本市立図書館において行う。 <u>（開館時間）</u> 第３条 図書館の<u>開館時間</u>は、次に掲げるとおりとする。 （１）月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）は、午前９時３０分から午後８時までとする。 （２）日曜日及び休日は、午前９時３０分から午後	（趣旨） 第１条 この規則は、くまもと森都心プラザ条例（平成２２年条例第１２０号。以下「条例」という。）の施行に関し、くまもと森都心プラザに設置する図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。 （所管等） 第２条 図書館は、教育委員会（以下「委員会」という。）が所管し、その管理に関する業務については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（<u>以下「指定管理者」という。</u>）に行わせるものを除き、熊本市立図書館において行う。 <u>（利用時間）</u> 第３条 図書館の<u>利用時間</u>は、次に掲げるとおりとする。 （１）月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）は、午前９時３０分から午後８時までとする。 （２）日曜日及び休日は、午前９時３０分から午後

後6時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (休館日) 第4条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) 毎月第3水曜日(当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) (2) 12月29日から翌年1月4日まで (3) 特別整理日(毎年7日以内) (利用の場所) 第5条 図書館資料(熊本市立図書館設置条例(昭和28年条例第62号)第2条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を図書館内で利用しようとするときは、所定の場所で利用しなければならない。 2 前項の規定は、DVD及びCD(朗読CDを除く。)(次条において「視聴覚資料」という。)には適用しない。 (視聴覚資料の利用) 第6条 視聴覚資料を利用しようとする者は、鑑賞申込書を委員会に提出し、指定の場所でこれを鑑賞しなければならない。この場合において、利用できる視聴覚資料の数量は、1回当た	6時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (休館日) 第4条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) 毎月第3水曜日(当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) (2) 12月29日から翌年1月4日まで (3) 特別整理日(毎年7日以内) (利用の場所) 第5条 図書館資料(<u>熊本市立図書館設置条例(昭和28年条例第62号)第2条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。</u>)を図書館内で利用しようとするときは、所定の場所で利用しなければならない。 <u>2 前項の規定は、DVD及びCD(朗読CDを除く。)(次条において「視聴覚資料」という。)には適用しない。</u> (視聴覚資料の利用) 第6条 _____視聴覚資料を利用しようとする者は、鑑賞申込書を委員会に提出し、指定の場所でこれを鑑賞しなければならない。この場合において、利用できる視聴覚資料の数量は、1回当たり1	後6時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (休館日) 第4条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) 毎月第3水曜日(当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) (2) 12月29日から翌年1月4日まで (3) 特別整理日(毎年7日以内) (利用の場所) 第5条 図書館資料(<u>DVD及びCD(以下「視聴覚資料」という。)を除く。以下同じ。</u>)を図書館内で利用しようとするときは、所定の場所で利用しなければならない。 <u>【新設】</u> (視聴覚資料の利用) 第6条 <u>図書館内の</u>視聴覚資料を利用しようとする者は、鑑賞申込書を委員会に提出し、指定の場所でこれを鑑賞しなければならない。この場合において、利用できる視聴覚資料の数量は、1回当た
---	---	--

(図書館資料の複写)

(個人貸出の対象者)

2 前項の規定にかかわらず、図書館は、地方自治法第244条の3第2項に規定する協議により、前項で定める者以外の者に図書館資料の個人貸出を行うことができる。

(登録)

点とする。

(図書館資料の複写)

(個人貸出の対象者)

2 前項の規定にかかわらず、図書館は、地方自治法第244条の3第2項に規定する協議により、前項で定める者以外の者に図書館資料の個人貸出を行うことができる。

(登録)

り 1 点とする。

(図書館資料の複写)

(個人貸出の対象者)

2 前項の規定にかかわらず、_____地方自治
法第244条の3第2項に規定する協議により、
前項で定める者以外のものに図書館資料の個人貸
出を行うことができる。

(登録)

第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ居住地又は身分を証明する書類（前条に規定する個人貸出を受けることができる者に該当する者であることを証するものに限る。）を添えて利用申込書を委員会に提出し、登録を受けなければならない。

するときは、速やかに委員会に届け出なければならない。 (1) 図書館カードを紛失したとき。 (2) 第9条第4項の規定による図書館カードの有効期間の更新を受けようとするとき。 (3) 第9条第1項の利用申込書に記載した事項に変更があったとき。 (4) 前条第1項の登録を廃止しようとするとき。 (譲渡等の禁止) 第12条 図書館カードは、他人に譲渡し、又は特別の理由のある場合を除くほか、貸与してはならない。 (貸出し) 第13条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館カード（熊本市立図書館設置条例施行規則第9条第3項の規定により交付され、又は提供された図書館カード及び第12条の2第2項の規定により交付された図書利用カードを含む。）を係員に提示しなければならない。 2 図書館資料の貸出しを同時に受けることができる数量は、利用者一人につき10点までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、貸出数量を変更することができる。	るときは、速やかに委員会に届け出なければならない。 (1) 図書館カードを紛失したとき。 (2) <u>第9条第4項</u>の規定による図書館カードの有効期間の更新を受けようとするとき。 (3) <u>第9条第1項</u>の利用申込書に記載した事項に変更があったとき。 (4) <u>第9条第1項</u>の登録を廃止しようとするとき。 (譲渡等の禁止) <u>第12条</u> 図書館カードは、他人に譲渡し、又は特別の理由のある場合を除くほか、貸与してはならない。 (貸出し) <u>第13条</u> ____図書館資料の貸出しを受けようとする<u>者</u>は、図書館カード<u>（熊本市立図書館設置条例施行規則第9条第3項の規定により交付され、又は提供された図書館カード及び第12条の2第2項の規定により交付された図書利用カードを含む。）</u>を係員に提示しなければならない。 2 図書館資料の貸出しを同時に受けることができる<u>数量</u>____は、利用者一人につき<u>10点</u>までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、<u>貸出数量</u>を変更することができる。	るときは、速やかに委員会に届け出なければならない。 (1) 図書館カードを紛失したとき。 (2) <u>前条第4項</u>の規定による図書館カードの有効期間の更新を受けようとするとき。 (3) <u>前条第1項</u>の利用申込書に記載した事項に変更があったとき。 (4) <u>前条第1項</u>の登録を廃止しようとするとき。 (譲渡等の禁止) <u>第11条</u> 図書館カードは、他人に譲渡し、又は特別の理由のある場合を除くほか、貸与してはならない。 (貸出し) <u>第12条</u> <u>第9条第1項の規定により登録を受けた者が、</u>図書館資料の貸出しを受けようとする<u>とき</u>は、図書館カード____ ____を係員に提示しなければならない。 2 図書館資料の貸出しを同時に受けることができる<u>冊数（以下「貸出冊数」という。）</u>は、利用者一人につき<u>10冊</u>までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、<u>貸出冊数</u>を変更することができる。
---	---	---

3 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から2週間とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、貸出期間を変更することができる。 (貸出の制限) 第14条 委員会は、特に指定した図書館資料について、貸し出す数量を制限し、又は貸出しを禁止することができる。 2 委員会は、図書館資料の貸出しを受けた者が当該図書館資料を貸出期間内に返却しないときは、新たな図書館資料の貸出しを行わない。 (指定申請書に添付する書類) 第15条 条例第19条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。 (1) 収支予算書 (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類） (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類） (4) 条例第19条第2項第4号に規定する基準	3 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から<u>2週間</u>とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、貸出期間を変更することができる。 (貸出の制限) <u>第14条 委員会は、</u>特に指定した図書館資料<u>について、貸し出す数量</u>を制限し、又は貸出しを禁止することができる。 2 <u> </u>委員会は、図書館資料の貸出しを受けた者が当該図書館資料を貸出期間内に返却<u>しない</u>ときは、新たな図書館資料の貸出しを行わない。 (指定申請書に添付する書類) <u>第15条</u> 条例第19条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。 (1) 収支予算書 (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類） (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類） (4) 条例第19条第2項第4号に規定する基準を	3 図書館資料の貸出期間は、貸出日の翌日から<u>2週間以内</u>とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、貸出期間を変更することができる。 (貸出の制限) <u>第13条 前条の規定にかかわらず、委員会</u>が特に指定した図書館資料<u>の貸出しについては、貸出冊数</u>を制限し、又は貸出しを禁止することができる。 2 <u>前条の規定にかかわらず、</u>委員会は、図書館資料の貸出しを受けた者が当該図書館資料を貸出期間内に返却<u>していない</u>ときは、新たな図書館資料の貸出しを行わない。 (指定申請書に添付する書類) <u>第14条</u> 条例第19条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。 (1) 収支予算書 (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類） (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類） (4) 条例第19条第2項第4号に規定する基準
---	--	---

を満たすことを説明する書類

- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類

満たすことを説明する書類

- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類

【削る】

を満たすことを説明する書類

- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類

(協定に定める事項)

第15条 条例第23条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 使用時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報
の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める事項

(専決) 第16条 熊本市立図書館（熊本市立図書館設置条例第1条第2項に規定する熊本市立図書館をいう。）の館長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 図書の選定及び購入に関すること。 (2) 図書の除籍の決定に関すること。 (3) 指定管理者の指導及び監督に関すること。 (4) 前3号に準ずること。 (書類等の様式等) 第17条 この規則の規定により使用する書類等に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。 2 前項の様式のうち市民が作成する書類等に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。 (雑則) 第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。	(専決) 第16条 <u>熊本市立図書館（熊本市立図書館設置条例第1条第2項に規定する熊本市立図書館をいう。）の館長</u>は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 図書の選定及び購入に関すること。 (2) 図書の除籍の決定に関すること。 (3) 指定管理者の指導及び監督に関すること。 (4) 前3号に準ずること。 (書類等の様式等) 第17条 この規則の規定により使用する書類等に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。 2 前項の様式のうち市民が作成する書類等に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。 (雑則) 第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。	(専決) 第16条 <u>熊本市立図書館長</u>は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 図書の選定及び購入に関すること。 (2) 図書の除籍の決定に関すること。 (3) 指定管理者の指導及び監督に関すること。 (4) 前3号に準ずること。 (書類等の様式等) 第17条 この規則の規定により使用する書類等に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。 2 前項の様式のうち市民が作成する書類等に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。 (雑則) 第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
---	--	---

附 則

この規則中第1条の規定は令和7年10月1日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。